

都市計画手続きの変革期

～都市計画審議会の運用に関する考察

Time to change the city planning procedure

～A study on management of Municipal City Planning Councils

吉武哲信 宮崎大学
梶原文男 大分県建設政策課

Tetsunobu Yoshitake Miyazaki University
Fumio Kajiwara Oita Prefectural Government

Municipal City Planning Councils, which were empowered in the City Planning Law 2000, have long been criticized for its ambiguity in the role, member composition, etc. This article shows actual situation of the councils based on a questionnaire survey on 264 municipalities in Kyushu. The existence of the council, member composition, major fields of academic members, contents and results of deliberation, degree of disclosure, and so on were analyzed. The problem is that the officials are very negative for further disclosure. Finally, a better management is proposed. That is, the councils should be thought as one a “place” of informed consent procedure. It would contribute for transparency and efficiency of city planning.

1. はじめに

平成12年度の都市計画法改正により、それまで機関委任事務とされていた都市計画が自治体事務とされ、自治体の都市計画権限が大幅に拡大した。特に市町村においては、都市計画の大部分の決定権が国および都道府県から移譲されることとなり、都市計画に関する市町村の役割の重要性が増した。また市町村都市計画審議会(以下、市町村都計審)についても、その設置根拠が都市計画法に示され、法的にも都市計画決定のプロセスの一つとして位置づけられるようになるなど、その権限が拡大した。

このような問題意識を背景に、筆者らは、都市計画学会九州支部の研究会として、現在の市町村都市計画審議会の役割・運用方法の調査を行ない、市町村都計審の運用実態を把握・分析し、今後の都市計画手続きの発展のための一考察を行おうとしている。本稿ではその概観を行ったうえで、市町村都計審の今後について考察してみる。

2. 都市計画審議会の実態

審議会の設置状況、委員の構成・専門性、名簿や審議内容、審議結果の公開の状況などについて調査・分析した。

詳細は別途機会をいただいで紹介するが、その概観¹⁾を整理する。調査結果の一部を本文最後に図表に整理しておく。

2-1 実態調査の概観

(1) 委員構成

学識経験者委員の中に大学などの教員委員が入っていない自治体が多い。特に課題と考えられるのが学識経験者委員の中に都市計画を専門とする教員委員が不在であることが多いことである。学識経験者委員枠は、非常に弾力的に運用されており、自治組織系団体からの委員、各種市民団体からの代表、産業系団体からの委員の採用を条例に規定している自治体も多い。地方都市には都市計画を専門とする学識経験者が近くに居住していないことが多く、地理的問題として存在する。

(2) 審議会での議論

全体に審議時間・審議回数が少ない。また、取り扱う案件が少ない審議会も存在した。また基本的に審議会で案件が覆された例もほとんどない。このことと専門性の課題を考えあわせると、審議会の議論の内容(案件、時間、密度など)に課題があることがわかった。

(3) 情報公開

議事録・議事要旨は、およそ半分の自治体が公開しているが、「情報公開請求または問合せ」に応じて公開するとしており、積極的に公開しているとは言い難い状況であることがわかった。委員名簿については、3分の2の自治体が公開しているが、やはり受動的公開が多い。

(4)自治体職員の認識

以上のように、市町村都計審に関して、専門性や公開性は十分とは言えないことがわかった。最も大きな課題は、今後の公開の方向性としては、70%の自治体が、「現状通り」と回答しており、担当者は公開性の拡大には慎重であることである。専門委員の構成や運営の方法に関しても、現状のまままでよしとする回答が7割を超えた。

2-2 課題の整理

これらの調査結果から、市町村審議会の意義を考え、運用を見直す必要があると筆者らは考えるようになったわけである。行政の方々の姿勢も理解できる部分も多くある。行政における組織上、慣例上、実際の作業上、いろいろな点から即座の対応が難しいことを認識した上で、研究会で議論している対応策の提案の中から、ひとつを提案する。

3. 審議会の位置づけと新しい審議会運用の可能性

3-1 手続きの前提となる審議会の位置づけ

審議会は、都市計画法第77条の2に「この法律により権限に属された事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村に市町村都市計画審議会を置くことができる」と法的に位置づけされている。この「調査審議」は審議会の最も重要な任務であると考えている。しかし、前項での調査分析結果のように時間的にも十分な審議が行われているかについて疑問が多いところである。委員会の構成メンバー自身や審議会側から調査の提示や分析を建議することは専門委員の少なさから考えると期待できないかもしれない。これまでは、審議会の事務局である行政側が個々の審議に必要な資料を提出しているのが実情である。

審議会の位置づけは、これまで個々の議案の諮問とそれに対する回答という構図で、長期に運用されてきている。逆に言えば、審議会での事務局を行政側に設置し、首長からの諮問に対応する構造としている。このような現在の各都市の条例から考えれば、行政側、特に所管している都市計画部署の運用によって、審議会の位置づけを変えることができる可能性が高いと考える。

その糸口として都市計画インフォームドコンセント手続き^②について考える。その必要性は大きいものの、時間と手間のかかり、対象が広いこの手続きを成長させるためには、行政の努力が必要である。ともすれば先の長い手続きをあきらめ、既往の手続きのみで流れてしまう。しかし、インフ

ォームドコンセント手続きの突破口を「審議会の運用」に求めることで、行政の主体性を喚起できるのではないかと考えている。つまり、住民すべてにインフォームドコンセントの手続きを行うことは難しいが、審議会という一定の委員を対象とすることで、行政の躊躇する課題を少しでも取り去り、手続きを始める契機とできる。

3-2 第一段階としての審議会運用の提案

審議会をインフォームドコンセント手続きの第一段階の場として位置づけるためには、まず事務局をもつ行政が審議に必要なデータを調査分析し、委員に提示、解説する必要がある。審議会の運用の主体を握っている行政が、審議会を都市計画の「公開の場」・「学習の場」として運用する可能性を考察・提案する。

①審議会の場を各都市の基礎的な調査の提示と分析の場とする～都市計画決定を行う際に必要な個々の議案の狭い範囲の調査審議ではなく、それら個々の議案を審議するための都市全体の構造や人口、産業の変化、交通状況、土地利用の変化など広い意味での調査分析と課題の整理などを言う。長期的に言えば、都市計画基礎調査を都市計画審議会において継続して利用できるものにする必要も必要である。

②都市計画を中心とした専門家委員の構成を義務づける～実態調査から明らかになった委員の専門性の問題を解決するために、できる限り学識経験者の選考において、都市計画、土地利用計画、都市経済などの専門家を委員とすることが必要である。このためには、周辺市町村の審議会と委員を共有したり、広域的な見地から県の審議会を利用したりすることも一法である。

③審議会の成長により、公開を進めていく～針谷^③らは「信頼を得ようとして公開したことがばれると信頼を失う。信頼を得ようとするを目的とせずに、公開すれば信頼を得られる」と指摘しており、日頃からの自主的な公開が求められる。

都市計画は、単なる手続きになってしまう可能性を危惧し、「成長」させるための取り組みを始めなければならない。まず行政が一步を踏み出し、住民とともに「成長」しなければならない。そのために「学習の場」を積極的に提供することが重要だと考える。

4. まとめ

審議会の実態を調査・分析した上で、行政の考え方や対応

に関する課題を踏まえ、審議会をインフォームドコンセント手続きのひとつの「場」として機能させるための可能性を考察し、都市計画の透明性と実効性を高めるための審議会のあり方の一部を提案した。

住民意識の多様性とレベル差を一挙に克服することができないとすれば、公開を契機に少しずつ「意」ある住民への情報と場の提供を行うために審議会を有効に運用すべきである。一挙の解決は難しいことを理解した上で、第一ステップに踏み出す必要がある。都市計画審議会の実質の運用を行っている各自治体の姿勢と取り組みの向上を最も期待している。そのために本研究会としても、行政、住民双方に都市計画手続きのインフォームドコンセント向上のための提案を行えるよう活動し、今後審議会の運用の変化についても継続して調査分析を行わなければならないと認識している。そのうえで、研究発表の場を頂けるよう努力し、審議会に関する議論を広げてゆきたいと考えている。

参考文献

- (1) 新城龍成, 梶原文男, 吉武哲信, 出口近士(2003), 「市町村都市計画審議会の構成と運用に関する基礎的調査」, 第28回土木計画学研究・講演集CD-ROM, 土木学会
- (2) 梶原文男(2003) 「小学校区別調査分析を主としたインフォームドコンセント手続きの取り組み」中出文平+地方都市研究会, 『中心市街地再生と持続可能なまちづくり』p. 150-157 学芸出版
- (3) 針谷雅幸, 藤井聡(2003), 「土木事業における信頼の心理要因分析」, 第28回土木計画学研究・講演集CD-ROM, 土木学会

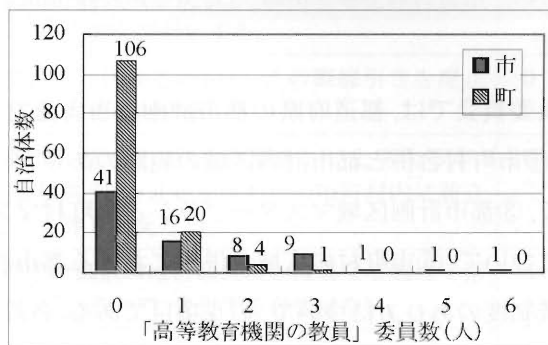


図-1 学識経験者中の教員委員数別市町村数

表-1 アンケート項目と設問内容

アンケート項目	設問内容
委員構成について	<ul style="list-style-type: none"> 委員数(各種委員別) 各委員の専門 各委員の選出元 通常任期(各種委員別) 平均継続任期(各種委員別) 平均通常任期(各種委員別) 最長継続任期(各種委員別) 行政関係OB委員の存在の有無 選考方法・課題(各種委員別) 高等教育機関教員委員数 期待する役割, 評価(各種委員別)
地方分権と市町村都計審について	<ul style="list-style-type: none"> 地方分権進展後の議会と市町村都計審との関係 地方分権進展後の議会と議員委員との関係 都計決定責任の所在(首長or市町村都計審)
市町村都計審の運営について	<ul style="list-style-type: none"> 平均開催頻度, 平均審議時間, 平均処理案件数 最長審議時間と案件内容 委員に対する情報提供, 評価 事前面談の有無, 面談時期, 審議資料配布時期 常務委員, 専門委員等の存在の有無 臨時委員, 専門委員の存在の有無 都計決定主体別の案件数, 審議詳細 市町村合併の影響 建議の有無
市町村都計審の機能について	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画に関する自由記入欄(適切な運用方法を考える段階で判断するため)
市町村都計審の情報公開について	<ul style="list-style-type: none"> 市町村都計審開催の事前告知 委員名簿の公開の有無 審議資料の公開の有無 市町村都計審の役割に関するPRの有無 議事録・議事要旨の公開の有無 議案の公開の有無 市町村都計審の一般人の傍聴の可否 市町村都計審の報道機関の傍聴の可否 現在公開を検討中の項目

表-2 教員委員の専門分野別市町村数

専門分野	市	町	合計	専門分野	市	町	合計
都市計画関係	20	13	33	人間環境関係	4	0	4
建築関係	14	7	21	農学関係	1	1	2
経済学関係	5	3	8	電気関係	0	1	1
医療・福祉関係	7	1	8	行政学関係	0	1	1
環境関係	7	0	7	社会科学関係	1	0	1
法律関係	3	2	5	その他土木関係	3	1	4
交通計画関係	3	1	4				

表-3 (a) ①議事録・議事要旨の公開

	市	町	合計
公開	6	6	12
問合せに応じて公開	51	61	112
非公開	19	59	78
未回答	3	3	6
総計	79	129	208

表-3 (b) ③市町村都計審の傍聴

可否状況	一般住民			マスコミ		
	市	町	合計	市	町	合計
原則公開	27	17	44	32	15	47
一部非公開	7	1	8	5	2	7
原則公開	38	101	139	36	100	136
未回答	5	12	17	4	14	18
合計	77	131	208	77	131	208

表-3 (c) ②委員名簿の公開

委員名簿の公開方法	市	町	合計
自治体掲示板	0	2	2
自治体広報誌	2	8	10
役所窓口配布パンフ	1	0	1
公式ホームページ	1	0	1
問合せに応じて	37	45	82
情報公開請求に応じて	31	35	66
その他	2	3	5
上記のうち何れかを選択	63	85	148
公開していない	13	46	59
未回答	1	0	1
合計	77	131	208